

関寛齋 関連文書 (3)

須永 忠, 齋藤美栄子

関文書の会

78 明治元年9月29日 渋谷甚左衛門より関寛齋宛 (関50)

一筆啓上仕候、追々冷氣相増候得共、弥御安全ニ御勤被成目出度奉存候、先達ては段々御世話様ニ相成難有奉存候、扱は本内氏早々内談仕候処此頃御金支へにて三春口より差出し候様申遣し候得共出来不致様申参り、左候へハ何卒工夫致度と存候へ共、今少々相立候へハ民政局より取計為申候へ共御年^(ママ)具納申ニハ少々手間取申故、夫迄之処御都合被成候得ハ其段民政局へ申遣し置候故、其辺御門人え委敷御咄し申度と存候得共、今以御出無御座ニ付、無抛今日進軍ニ相成候ニ付此段荒々申上候、其内委敷儀ハ御門人ニ御聞可被成、右迄御礼旁々申上度如此ニ御座候、恐惶謹言

九月廿九日

渋谷甚左衛門判

関寛齋様

尚以大急き御文御急被遣、且又乍憚御門人衆へ山々宜敷御願上候、以上

木曾小太郎

大倉周之助

中邑善治

佐野新助

谷口友太郎

半田政太

戸田仁三郎

根本源五右衛門家来

梁瀬代蔵

廣津源兵衛

河原林貞次郎

若松久之丞

卒 壱人

湯浅重郎家来 壱人

ノ 式拾三人

(1) 筑州藩 筑前・筑後国(福岡県)福岡藩のこと。

79 明治元年 月 日 平大病院 筑州藩手負人氏名 (関93)

筑州藩⁽¹⁾(手)負名許

樋口忠五郎

立花市右衛門

安東新平

山鹿吉兵衛

吉塚米作

池田新兵衛

岡 栄之進

大久保左源太

石黒安六郎

岩佐午之進

80 明治元年10月1日 重楽五〇〇より関寛齋宛 (関88)

胸腹變急余程相復シ申候、其内拜謁可申上候
再白

昨日は三兵養生診御かし被下過刻迄ニ一過仕候、さて尊囑之願待書相認□上申候、右御刪正可被下候、板下は和様之読やすき書家ニ為認候方可然と奉存候、何れにも文体冗長ニ相成差支申候、宜御増減被下度奉希候、今日風烈ニて参謁仕兼、乍失敬如此御坐候、草々頓首

十月朔

重楽五〇〇

関先生 玉案下

81 明治元年10月2日 恒久九郎より関寛齋宛

(関52)

不勝之天氣ニ御坐候、今日ハ少々取込不能參上候に注入薬今一日分御願申上候、最早痛相止、膿も余程相減申候、何れ明日參上之心得ニ御坐候、頓首

十月二日

(端裏書)

↙

関先生 病用

恒久九郎

↙

十月二日

御使番

平大病院 関寛齋殿

右ニ付左之返書⁽²⁾ 指出ス

(注) この書簡はNo.82(関53)の写しである。

(1) この一文は平大病院で書き入れたもの。

(2) 返書はこの書簡の続きに書き入れているが、日付順に従い10月5日No.88(関59-2)に記載した。

82 明治元年10月2日 総督府御使番より関寛齋宛

(関53)

仙藩降伏致候⁽¹⁾、就ては南部も同様及歎願候、依之追々御凱陣ニ可及と存候、就てハ第一懸念致候ハ所々病人之義如何致し候御都合ニ相成可申哉、艦之義も冬季風波も甚敷、大ニ病人之惱相成候ては不宣、其内ニも軽重も有之候義ニ付、或は海陸兩道ニて可相送哉、御熟考之上早々御申達可有之様參謀衆被達候間、急速御見込之処御申越可被成候、此段申入候也

十月二日

御使番

平大病院 関寛齋殿

(1) 仙台藩降伏 9月15日仙台藩降伏。22日会津城落城、23日庄内藩降伏により奥羽戦争は終結する。

83 明治元年10月2日 御使番より関寛齋宛

(関59-1)

仙台滞在御使番より早打ヲ以十月四日之夜左之文通到着致候⁽¹⁾

仙藩降伏致候、就ては南部も同様及歎願候、依之追々御凱陣ニ可及と存候、就ては第一懸念致候ハ所々病人之義、如何致候御都合ニ相成可申哉、艦之義は冬気風波も甚敷大ニ病人之惱ニ相成候ては不宣、其内ニも軽重も有之候義ニ付或は海陸兩道ニて可相送哉御熟考之上早々御達可有之様參謀衆被達候間、急速御見込之処御申越可被成候、此段申入候也

84 明治元年10月 日 奥羽出張病院・平大病院入院中死亡者名簿

(関60)

七月十三日	備州藩	田中兼蔵
同月 同日	同 藩	岡崎
七月十八日	芸州藩	田中房太郎
七月廿九日	佐倉藩	櫻井領助
同月 同日	芸州藩	大谷亀之助
八月 朔日	同 藩	若月郎之進 家来 吉平
八月 二日	同 藩	木元儀平
同月 同日	同 藩	檜垣助八
八月 三日	同 藩	山路関之輔
八月 四日	長州藩	三浦卯市
八月 五日	芸州藩	影山佐兵衛
八月十三日	長州藩	栗屋六蔵
八月十六日	芸州藩	村上貞兵衛
八月十七日	同 藩	高崎熊蔵
八月十八日	因州藩	○三谷弥平次
八月廿四日	同 藩	三野原正兵衛
八月廿八日	同 藩	○足立無事之助
八月廿九日	同 藩	○山崎重次郎
同月 同日	同 藩	森川久之丞 家来 勝蔵
八月 晦日	芸州藩	宮原千代蔵
九月 朔日	伊州藩 ⁽¹⁾	間野宗太郎
九月 三日	因州藩	山根梅三郎
九月廿九日	長州藩	植木清之助
十月 二日	伊州藩	鳥居鑄太郎
各々様		

(1) 伊州藩 伊勢国(三重県)津藩。

(注) 慶応4年7月13日より明治元年10月2日までの奥羽出張病院・平大病院入院中死者

24人の名簿。芸州藩の死者が最も多く10人(42%)である。薩摩藩がないのは横浜に送った為か。

一、同貳百兩 右同所にて請取
一、同貳百兩 岩城出張会計官 名川氏より請取

八月二日

85 明治元年10月3日 本内金左衛門より関寛齋宛 (関59-3)

相馬会計官より左之文通着ニ相成候写⁽¹⁾

一、同三百兩 富岡出張会計官 本内氏より請取

八月五日

安楽氏当方帰着にて其地出張病院月給渡方之儀、齟齬致居候様致承知候、右は何れより相達候義ニ候哉、当局より其表同局えは左之通相達

一、同千兩 笠間藩山中熊藏より請取

八月十九日

御進軍中諸官月給之外、御心附として壺人ニ付五兩宛増渡被仰付候事、右之通参謀中始器械方附属、当局附属迄七月後より相渡、尤出張先にて是迄無之新役被仰付候向は増渡無之事

一、同千兩 相馬会計官にて草野得柄請取

九月六日

右之通ニ付其表出張病院附属医師并沖山武三等出張先にて被仰付、月給相定候儀ニ付増渡無之筈、当方病院附属并ニ会計等えも右増渡は無之候、右ニ付当局渡方より不同之渡方ニ相成候ては御勘定之節不都合ニ可相成と被考候間、為御心得相達候、以上

一、同貳百兩 岩城出張会計官 名川氏より請取

九月十九日

十月三日 本内金左衛門

一、同五百兩 右同所同人より請取

九月廿三日

関寛齋老

一、同四百五拾兩 三春口にて請取

十月四日

尚以本書渡方之儀、此状着次第否御申越可被成候、以上

一、同貳千四百兩 相馬口より草野得柄請取
七千四百七拾兩

内払

金九百六兩三分壹朱

右は江戸表にて菓種御買上、平瀧表にて病院御開之節より七月十六日迄之御入用

(1) この一行は平大病院にて書き加えたもの。

一、金貳千三百八拾五兩老分貳朱

右は七月十七日より同八月晦日迄病院御入用并月給御心附とも

86 明治元年10月4日 沖山武三より総督府相馬会計官宛 (関54)

覚

一、金千三百四拾六兩老分貳朱 鏝三百拾六文

右は九月分諸入用并賄□□金共

一、金貳千四百兩也

一、金百六拾貳兩

右は病院御入用金槌ニ請取申候、以上

右は九月分月給御心附服替共如斯

十月四日 沖山武三 (丸印)

払

四千八百兩貳分壹朱ト鏝三百拾六文

87 明治元年10月 日 平大病院より総督府会計官宛 (関95)

覚

一、六月より十月迄請取金

七千四百七拾兩

一、金八百貳拾兩 江戸表にて請取

一、六月より九月迄払方金

四千八百兩貳分壹朱ト鏝三百拾六文

一、同三百兩 平瀧出張会計官にて請取

差引残

貳千六百六拾九兩壹分三朱

一、同百兩 右同所にて請取

内 貳百兩永々病院御囲金

七月廿一日

(注) 11月27日付『日記』(158頁)によれば最終総受取金は8340両、総支払金は8329両3朱、差引残高10両3分1朱である。

88 明治元年10月5日 関 寛齋より総督府御使
番宛 (関59-2)

御凱陣ニ付所々病人御引揚見込之儀、御達ニ付熟考仕候所、御示之通追々風波も強相成候ニ付、病兵之悩ニも相成可申、依之陸地より御差送之方可然奉存候、乍去兩三日以来之風評ニは水戸辺脱走人動揺致居候由も伝聞仕候事故、右之義腕と相成り候上ニて出立之義可然奉存候、以上

十月五日 関寛齋

御使番 各中様

- 一、当病院前段見込之通御引払ニ相成候節は左之件々前以御達置被下度存候
- 一、道中人馬継立且警衛兵共前以何れ藩成共御達置可被下候
- 一、病兵道中手当とシテ当病院附属医師召連東京へ着致候上は、寛齋始め附属之医師共如何相心得置可申哉
- 一、先日草野得柄ニ御渡下ニ相成候分御当用金迄ニ御坐候、道中諸入用金御渡置可被下候
- 一、当地ニ残居候諸藩平病人入院ニ相成不申候分は如何相心得可申哉
- 一、当病院中ニて日用相用候かサバリ候品々不残東京迄御引取ニ相成可申哉、当地ニて御払ニ相成可申哉

(注) 10月2日付No. 83 (関59-1) 総督府の書簡に対する返書である。

89 明治元年10月6日 村上玄碩・富山貞齋より
関 寛齋宛 (関55)

拜酬

誠ニ過日来は段々御懇情ニ被成下難有奉感佩候、扱只今は見事之柿、沢御恵贈被成下、千万難有早速拜味可仕候、何れ期拜芝万々御礼可申上候得共先は御請込申上度、勿々不宣

十月六日

ノ

関大先生 拜復 村上
富山

(注)『日記』(130頁)に伊州藩村上、富山の名前あり。

90 明治元年10月 日 奥羽出張病院・平大病
院入院記録 (関61)

六月十七日平潟開院

同十七日	手負入院	四人
同十八日	平病入院	三人
同 廿日	同断入院	三人
同廿二日	同断入院	三人
同廿四日	同断入院	〃
同 日	手負入院	拾六人
同廿五日	平病入院	三人
同廿六日	同断入院	一人
〃廿七日	同断入院	一人

惣メ入院高三拾四人

内拾九人同月中横浜行

内拾人 同月中出兵

残る五人七月迄滞院

此月御賄数三百式十人の処外ニ平病ニて入院ニ不相成、御葉頂戴之者百人計リ

七月 朔日	平病入院	八人
同日	手負人入院	三人
同 二日	手負人入院	六人
同 四日	同断入院	四人
同 五日	同断入院	七人
同十一日	同断入院	拾一人
同十五日	同断入院	拾三人
〃十六日	同断入院	七人
〃十七日	同断入院	八人
〃十八日	同断入院	四人
〃 廿日	同断入院	拾六人
〃廿四日	同断入院	五人
〃廿五日	同断入院	五人
〃廿七日	同断入院	拾三人
〃廿八日	同断入院	五拾人

外ニ六月分滞院之者 五人

惣ノ百六十五人
 内六拾七人七月中横浜行
 内七人同月中出兵
 内三人同月中死去
 残る九拾人八月迄滞院
 此月分御賄高千八百三拾貳
 外ニ平病ニて入院ニ不相成、御薬頂
 戴之者百七十人計リ

八月 二日 手負入院 貳拾人
 同 五日 同断入院 六人
 同 六日 同断入院 六人
 同 七日 同断入院 拾八人
 同 九日 同断入院 三人
 同 十日 同断入院 貳拾人
 〃十一日 同断入院 三人
 〃十三日 同断入院 三人
 外ニ七月分滞院之者 九拾人

惣ノ百六拾八人
 内五人同月中横浜行
 内拾九人同月中出兵
 内拾九人同月中死去
 残る百貳拾五人九月迄滞院
 此月御賄高四千四百貳十
 外ニ平病ニて入院ニ不相成、御薬頂
 戴之者百六十人計リ

九月九日手負入院 壹人

惣ノ百貳拾六人
 内十七人同月中出兵
 内貳人 〃 死去
 内五人 〃 横浜行
 残る百貳人十月迄滞院
 此月御賄高三千七百八十
 外ニ平病ニて入院ニ不相成、御薬頂
 戴之者百五十人計リ

一、平瀨開院より九月晦日迄入院之惣人数高

貳百七拾三人
 内九拾五人横浜行
 内五拾三人全快出兵
 内貳拾三人死去
 残て百貳人なり

(注1) 総人数・各分類人数と各月集計人数が合
 わない。各月の人数を合計すると、入院総数
 278人。その内訳は横浜送り96人、回復原隊
 復帰53人、死亡24人、入院中105人となる。

(注2) 10月11日付『日記』(133頁)によれば
 本書簡は、当日関寛齋が引き揚げ相談の為仙
 台の総督府参謀局へ向け出発時持参したもの
 の控えである。

91 明治元年10月12日 佐々木次郎・富田傳之
 丞より関寛齋宛 (関56)

一筆致啓上候、然は弊藩病人是迄種々御配慮被成
 下、右為御礼乍輕少金子貳千疋⁽¹⁾ 差上候様重役共
 より申聞候間御受納可被下候、此段以飛札得御意
 候、以上

十月十二日 佐々木次郎⁽²⁾

富田傳之丞⁽²⁾

関寛齋様

(1) 貳千疋^{ひき} 400疋が1両に当たる。依って2000
 疋は5両となる。

(2) 『日記』(173頁)によると佐々木次郎、富
 田傳之丞は佐土原藩士である。

92 明治元年10月13日 大村彌門・土屋善左衛
 門より関寛齋宛 (関57)

以手紙啓上仕候、向寒之節愈御安健可被成御起居
 珍重奉存候、然は弊藩兵隊奥羽鎮定ニ付明十四日
 より福島引揚東京歸陣之筈、就右先達てより御頼
 申上候富澤徳三儀東京え連れ越候様致度、痛所如
 何御坐候や、兎角不相勝趣相聞候得共最早月日を
 越し候故漸々快路え赴候ハんと存候、尤痛所之快
 不快ニて進退拘致可申候間、御見込次第菊池平一
 迄御申聞被下度、此段偏ニ奉希候、以上

十月十三日 大村彌門

土屋善左衛門⁽¹⁾

関寛齋様 侍史

乍末毫弊藩怪我人共始終御世話被成下、御蔭を
 以銘々快気いたし万々奉拝謝候、尚不遠得拜鳳
 御礼可申上候

(1) 土屋善左衛門 肥前大村藩士。

五百両 蒲団代払

其外引払

93 明治元年10月15日 有福新輔・小笠原仁左衛門より関寛齋宛 (関94)

袴地 壱 岩国 有福新輔⁽¹⁾

寸志

□□隊

長軍監 小笠原仁左衛門

(貼紙 異筆) 長藩軍監 小笠原仁左衛門

(1) 有福新輔 安芸国(現山口県)岩国藩士。奥羽戦争時に精義、敬威隊を率いて活躍した。明治2年姓名を津野 巽に改め新政府に出仕、山口県大属歴任。明治27年没。(1828-1894)

(注)『日記』(174頁)には、金一両 長軍監小笠原仁左衛門とあり。

一、澤文中附属被仰付度事、外附属ハ病院より申付候て可なりや

一、平にて分局ニ取立置候丸又申商人之宅同人娘らは下置候度、尤も丸又ハ内安藤隠居ト同道にて脱走ニ相成、其後備州にて分捕ニ致し候処備州引払ニ付備州より引請の事ニ御座候

一、本局ニ致し置候寺院并ニ町家ヲ病院ニ取立候分へも、夫々御手当トシテ御金被下置候度事

一、肩印拾枚宛御下ケ被下度

一、東京え着之上、諸薬品残り分并ニ諸器械の金等ハ何レへ納メ候て可然や(以下判読不能)

(注)本書簡は関寛齋自筆原稿No.96(関46)の下書きである。加筆、削除あり。

94 明治元年10月26日 岩男助之丞より関寛齋宛 (関58)

今日御懸合丸又明家娘まんえ被申候儀承□候処、右婦人は既ニ縁ニ付キ又吉弴養子ニ取組、右夫も甥一同脱走致居候由ニ付、僉儀ニ難及候間、此段御一^(ママ)当ニ得貴意可被下候、尤町役ニ今日引渡候様取計候筈ニ候、是又御承知可被下候、以上

十月廿六日

↙

関寛齋様 御直披

↙

岩男助^(ママ) 丞

95 明治元年10月 日 関寛齋より総督府参謀宛 (関100)

一、道中人馬継立且警衛トシテ何レの藩え成共御達置被下度奉存候

一、病兵道中手当トシテ当病院附属医師召連申度、東京え着之上ハ寛齋始メ壱統如何相心得置可申や

一、先日当月分御当用金式千四百両御渡下ケニ迄にて此分ハ御当用金ニ相成候事、道中諸入用等左之通御渡下被下度

千 両 道中入用

五百両 出立用也

96 明治元年10月 日 関寛齋より総督府参謀宛 (関46)

(附箋 異筆にて寛齋自筆とあり)

一、道中人馬継立且ッ警衛トシテ何レの藩ト成共御達置被下度奉存候

一、病兵道中手当向トシテ附属医師召連申度、且東京え着之上ハ寛齋初メ壱同如何相心得居可申や

一、先日当月分御入用金トシテ一日ニ壱人ニ付壱両宛之見込ヲ以テ式千四百両御渡下ケニ相成候得共、此分ハ九月御入用金御渡下不足ニ付右え相廻し候事故此節左之通り御渡下被下度奉存候、東京着之上ハ御入用等一切如何之御都合ニ^(新字)御都合ニ御座候や此段も伺置候度候

一、金千両

道中壱人ニ付拾兩宛之見込、但し看病人給金之義ハ別段

一、金五百両

出立之節駕桐油等其外壱人ニ付壱ッ宛大綿入用意仕度候

一、金五百両

七月中よりは是迄平にて検断え申聞蒲団取集メ相用置も右蒲団、平分残り候上にて残り分も夫々破レ候事故此レも相応之事ニ処置致し置度、且

旅宿ニ御成候寺院并ニ町家等へも夫々相応之御手当被下置度、右式株^(マツ)之見込、且医官旅中入用金共之見込

一、分局ニ取建置候丸又ト申町家、右ハ余程手広ニテ七拾人位之滞在ニ相成、此ニテ大ニ御便利ニ相成候、右丸又義ハ安藤家、隠居同道ニテ脱走ニ相成候ニ付、備州兵隊ニテ分捕ニ相成候由ニテ右旅宿ニ相成候処、右兵隊三春^ニ進軍ニ相成候節引合之上請取相用候、然ル処右丸又娘老人有之候ニ付右之居宅被下置度旨、町内并親類之者共より願出候事故如何可仕や

一、当病院ニテ手当致居候藩之平病人ハ御引払之節は同路引揚申度候、尤も平病人之内備州大村等之病人も有之候処、先日之御達ニテは海陸両道ニ御引分レ候由ニテ、八月中より御入用金御渡下ケニ付彼此ト相混シ候得共、当病院えは三春口相馬口より之手負平病人共入込ニ相成候事ニ有之候間、各藩共平ニ滞在之病兵丈ハ不残引揚申度候

一、日々相用候カサバリ候品々は不残東京迄御引取ニ相成候ては無益之手数故御引払之節御払ニ仕度候

一、東京え着之上ハ諸器械、諸薬品并ニ金等之御残り分ハ如何相心得可申や、平潟ニテ御開キ之節、御困金トシテ金式百兩寛齋手許え御預ケニ相成候分ハ此度東京着之上ハ同様相心得可や、又ハ寛齋在勤中用意致し居可申や

一、引揚之節一日ニ相成候ては相混シ候ニ付、病人式拾人位宛老組トシテ四度計ニ指立度、右之節相応ニ用立候医官老人、外ニ若手老人都合式人宛之見込ニ御座候、道中之節右医官旅宿え目印トシテ是迄相用候御紋付高張并ニ小籠等相用申度候

一、泉藩澤文仲附属被仰付度、尤も泉落城之後早々会計官阿部節藏より引合ヲ以テ右嫡子ハ病院え入門願出且其節より文仲義も手負人多ク入院之時ニも有之候間、直ニ寄宿致し療用初メ諸事世話方致居候、尤も文仲義ハ私同門ニ御座候

一、平ニテ左之面々私門人ニ相成度と申出候ニ付、多人数入院之節ニも有之候間、其儘寄宿為致、且ツ見込ヲ以テ左之通り月給為頂置申候

一、金五兩宛

澤文仲
大和田意仙
藤田玄濤

一、金三兩

勝浦静馬

一、金式兩宛

澤弘造
小松立介
宮本寿石
大村公民
山内圭三

一、右之面々ハ御肩印相渡置候間、九枚御渡下ケ度奉存候

97 明治元年10月 日 関寛齋 関101の包紙？
(関104)

書附 関寛齋

(注) 10月25日平大病院は引き揚げ開始、関寛齋は28日東京に向かい出発、11月8日東京に到着する。

98 明治元年11月7日 桂静馬より関寛齋・門人宛 (関6)

謹て奉申上候、然は先日より快晴打続キ大先生初め皆々様方御機嫌克東京へ着、愈御勇勝ニ被為入恐悦ニ奉存候、将是迄不一方御大業重畳御勤勞之段渺々之我々迄感銘仕候、行々御多祥之御事と奉恐賀候、次ニ私義先生之御遺訓ヲ守り無懈怠勤業罷在候、乍憚御尊意易思召被下度候、扱当地御滞在之砌は毎々厚御世話様ニ相成千万難有御礼奉申上候、尚其内東京へ罷出御拜顔之上御礼旁可奉得御尊慮と存、先は右奉申上度如斯ニ御坐候、以上

十一月七日

桂静馬

関尊先生様

御門人中様

一、尊先生御退去之後は右性源寺詰居候坐敷私只老人ニテ、御承知之通多ク障子困ニテ昼夜共不要害ニ被存候間、此趣岩尾君^(マツ)へ内意致候所尤ニ聞届御指図有之、右性源寺ハ余リ奥深シテ雨天寒風之節夜分抔別て病足勞する事歎敷、又戸

ノリ等も無之甚不要害ニ趣、殊寒氣も防がたく
書付ヲ以可罷出旨被申候ニ付右願達致、研屋駒
三郎宅^(ママ)点居仕候

一、御退去之後も市郷之平病人多ク参リ右配剂之
暇手元へ参リ兼候、病人之見舞其外臨時用出、
飲食之煮炊等致候様相成候へバ輕少老人にて殊
之外繁忙にて差支勝ニ御坐候へ共兼て御藥品迄
被残置候御表志ヲ半途ニシテ癆事残念ニ存、一
ハ尊先生之御立志ヲ聊も受継ント欲、一ハ病病
ヲ聊も救ント欲、行々は身之執行ニ相成候事と
心懸愈精勤仕候

99 明治元年 11 月 13 日 内藤より関寛齋宛

(関62)

カテーテハ大ニ御心配ニ罷成御届被下忝候、慥
ニ落手仕候

御同前、前書略仕候、私儀ハ此節久我殿⁽¹⁾一同北
越ニ罷越奥州と續て御当地ニ着いたし、福嶋にて
岩城平ニ御出張ニ相成候事承り、如何歟と存候内
近日当地ニ御着、早速御様子被仰下忝候、奉拝謝
候、扱春之頃ハ俄ニ帰京仕、御暇も届兼失敬千万
ニ御座候、此節岩尾^(ママ)助之丞御懇意ニ預り候由、御
世話ニ相成爲申候、同人より御互当テ指出候真綿
御届被下忝候、扱半分ハ尊公様へ御分ケ仕筈之品
皆々私え御恵投被下思召之由何共々々心外ニ御座
候得共折角之貴意難有頂戴仕候、必々病院ニ御尋
可申上奉拜候、入沢も越後より御雇ニ罷出一同ニ
参り居申候、不取敢御礼迄申上候、以上

十一月十三日

(端裏書)

関大国手 拜酬

内藤 拜

(1) 久我殿 久我通久。公家。奥羽戦争北越口
の戦闘に参加。侯爵。

100 明治元年 11 月 25 日 有馬屋勝次より関寛齋宛

(関63)

一筆奉啓上候、先以寒氣之御御坐候処其御表益々
御堅勝被爲入御坐候奉恐拜候

一、御出立之後御道中無御滞り御着被爲入御坐奉
恐賀候

一、御病院御用中は一通り不相成御厚情様ニ相
成、難有仕合奉存候、此段厚御礼奉申上候、随
て下拙無事罷在候間乍恐御休意奉願上候

一、別紙差上申候間齋藤様并ニ府川様其外皆々
様御伝声奉希上候

一、菴包御菓当月共江戸表より届き候付、水戸迄
用向有之罷出候付水戸より御送り奉申上候間、
其着御改御入手奉願上候

一、岩城表御病院引払之後、火之消如し大きニ淋
しく相成候事ニ御坐候、今ニ御病院之噂いたし
居候事御坐候

僂文にて奉恐入候得共右申上度如此御坐候、恐々
謹言

十一月廿五日 水戸にて 有馬屋勝次

関尊御先生様

101 明治元年 11 月 29 日 池田玄仲より関寛齋宛

(関65)

益御多祥奉賀候、陳は過日は御入来被下候処不得
拝顔遺憾之至奉存候、其節は何寄之御品頂戴難有
奉存候、扱御旅中御消日之御慰迄ニ僂菓奩箱拜呈
仕候間御笑留可被下候、猶書余拜眉万謝可申上
候、匆々拜白

十一月廿九日

(端裏書)

ノ

関寛齋様

池田玄仲⁽¹⁾

品物相添

ノ

(1) 池田玄仲(多仲) 旧幕府奥詰医師。池田謙
齋(東大医学部初代総理侍医局長歴任)の養
父。慶応4年6月医学所を新政府に引き渡し
の際、事務方責任者として立ち会う。

102 明治元年 11 月 日 関寛齋より冲山武三宛

(関64)

覚

一、金五拾両也

右は拝借仕候、以上

辰十一月

関寛齋(印)

沖山武三殿

(関 寛齋自筆)

103 明治元年 月 日 某氏より関 寛齋宛

(関 96)

乍恐入候此状藝州藩御屋敷へ御届ケ偏ニ奉願候一、道中宿御病院引払之後子供ニいたる迄尊いたし候事、下拙迄奉大慶候、乍恐御先生様之御徳奉存候

名も高き 関尊様や 梅匂ふ

乍恐御一笑奉願上候

104 明治元年12月3日 梅澤武陵より関 寛齋宛

(関 66)

猶々御門下御一統様えも宜敷被仰上賜度奉願上候拜上未謁尊顔候得共弥以御大任首尾克被為遊御勤之由奉拜賀候、扱野爺倅儀も御出張先旁以不容易御慰恩ヲ蒙り候段当人より委細承知仕候、乍蔭奉拜謝候、実ニ此度迎も先生之不有芳恩は、倅トモ無事ニ面会仕候事も相成間敷、野爺儀も長々心配之鬱陶一時ニ相開キ候、誠ニ御厚恩之段中々難尽斷毫候、何分此上不屈者ニ候得共御引回し被下、業道出精仕候様御申覚シ被下度、呉々も奉祈上候、野爺儀は老衰之上ニ候得は九牛之一毛報恩難及候得共、書中御礼而已如斯御坐候、恐々敬白

十二月三日

梅澤武陵 九拜

関 大先生 御座右

105 明治元年12月8日 岩男助之丞より関 寛齋宛

(関 67)

草野生え被托候先月廿八日之花墨相達辱候、薫読仕候、既ニ御一別後も如何被為渡候哉と御案申上居候処、更ニ嚴寒之御障も無之時下益々御清適ニ被成御在陣之由、殊更御巨細之御紙中ニて夢中之妄想を散し奉恭賀候、僕も依旧無異ニ相勤居候間、御休意可被下候、繰返御紙中拜見仕候へハ御凱陣半途より少々鬱塞症之御様子、実は風土余り僻境ニて不随之氣候ニ日夜多端之御配意ニて変徴を起来候歟と奉窺候、必御一旦ニて御全^(ママ)改と奉存候へとも随分とも可被成御自愛奉祈候、桂生も折角勉強奇特ニ相見候、如何格別御手当筋も致度

候へ共、百端之出入何も届兼申候、将又頃日は当町医意仙[未帰京/無之故]を除之外四人え御手当左之通

辞令

依時之変遷随世之動揺ては病用格別多端之処、不厭投薬剂令救恤候ニ付、為御手当目録之通恩賜有之もの也

目録

米 拾三俵

米 拾俵

米 七俵

米 五俵

夫々配領之高ニ応し被下有之候間左様御承知可被下候、草野生、沢生共いまた面会不仕、御紙表のみ帰途宿迄届有之、不日ニ出平と申事ニて都下之近情も可承と相楽居申候、御紙中、内藤えも御面会御見聞之儀も御告被下候由、贈物も夫々御配意被下候由忝奉存候、同人も西京え出立いたし候哉之御示諭承知仕候、草野、沢両子ハ相応之可及僉議答ニ付、先御安心可被下候、病院滞在中且引払ニ付ても自然悪声杯ハ無之哉之御懸念、右様之儀ハ一円耳ニ触不申候、全御放念可被下候、扱御礼は跡に成申候趣、ゴムバルサム五箱、沸騰散并石鹼御恵送被下候由、千万辱候、沸騰散は別て心強相成存分之合義出来可仕と奉存候、御笑察可被下候、俄ニ便宜を得、燈火之揮毫乱面御免可被下候、板垣君之消息更ニ瞑濛仕、病氣等ハ如何ニ御坐候哉、御面会も御坐候ハ、可然様御一声可被下候、頓首

十二月八日

岩男助之丞

関 寛齋様

尚々氣候不折合之砌、別て可被成御加養様万祈千禱、敬言

[参考文献]

朝日新聞社編。朝日日本歴史人物事典。朝日新聞社：1994

北海道陸別町関寛齋翁顕彰会編。関寛齋 奥羽出張病院日記。陸別町教育委員会：2016年3月1日発行。

戸石四郎著。関寛齋 最後の蘭医。三省堂選書：1982年8月30日発行。

合田一道著。評伝 関寛齋。藤原書店：2020年6月10日発行。